

## 基本的考え方

- ① 近年のデータ通信トラヒックの急増に対応するとともに、広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の高度化(150Mbps超の通信速度による高速ブロードバンドサービスの提供)を可能とするため、2.5GHz帯の周波数割当てを拡大
- ② 最大20MHz幅を割当て  
※既存事業者は10MHz幅の割当てを希望することも可能
- ③ 割当ての審査は絶対審査基準(最低限満たすべき基準)と競願時審査基準により実施(詳細は次頁以降)
- ④ 競願時審査基準による審査を点数化するとともに、配点を事前に公表

## 2.5GHz帯の周波数割当て状況

(注) 他の免許人の無線局との干渉回避のため、ガードバンドとして5MHzが必要

衛星携帯電話 (N-STAR)	ガードバンド	BWA (Wireless City Planning)	ガードバンド	地域 BWA	ガードバンド	BWA (UQコミュニケーションズ)	今回の割当 対象周波数	ガードバンド	衛星携帯電話 (N-STAR)	
2535	2545		2575	2582	2592	2595	2625	2650	2660	[MHz]

### 広帯域移動無線アクセスシステム (Broadband Wireless Access system)

公衆向けの高速度データ通信サービスを行うための無線システム。平成19(2007)年に制度化を行い導入し、全国をサービス提供範囲として2者が電気通信事業を行っている。

# 広帯域移動無線アクセスシステム (BWA) 用周波数の割当方針(審査方法)案① 2

## 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

以下の全ての事項に適合していること

- (1) 平成29(2017)年度末までに、全ての総合通信局管内で人口カバー率※50%以上を達成すること  
※約500m四方の区域ごとにエリア化の有無を判定して算出(従来は全ての市町村事務所等をカバーした際に、当該市町村全域をカバーしたものとして計算)
- (2) 平成27(2015)年度末までに、高度BWA基地局(150Mbps超の通信速度を実現可能なシステム)※の運用を開始すること  
※使用する無線設備と同等以上の通信速度を有する回線を使用する基地局に限る
- (3) 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画を有すること
- (4) 基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること
- (5) 無線設備に関する技術的検討等の実績・計画及び基地局運用に必要な電気通信設備の調達・運用・保守に関する計画を有すること
- (6) 無線従事者及び電気通信主任技術者の配置計画を有すること
- (7) 障害・輻輳を防止し又は最小限に抑える計画を有すること
- (8) 設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(5年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること
- (9) 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
- (10) 既設無線局等への妨害防止措置を行う計画を有すること
- (11) BWAの免許を有しない者に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法(MVNO)による基地局の利用を促進するための計画を有していること
- (12) 認定の有効期間(5年間)の満了までに割当済周波数におけるBWAシステムを高度化する計画を有すること(既存事業者のみ)
- (13) 携帯電話事業者、又は携帯電話事業者若しくはBWAの免許を有する者との間で直接・間接を問わず議決権の3分の1以上を保有する関係にある者でないこと



上記基準を満たす者が2以上の場合は、競願時審査基準により審査

※BWA事業を譲渡若しくは廃止した者は劣後

# 広帯域移動無線アクセスシステム (BWA) 用周波数の割当方針(審査方法)案② 3

## 競願時審査基準

以下の基準の順序に従い審査を行って順位付けをし、その上位者を認定。

**【第1基準】人口カバー率(平成29(2017)年度末時点のもので、5%単位で区分したもの。以下同じ。)がより大きいこと**



**【第2基準】以下の基準への適合の度合いがより高いこと**

審査方法

- 審査の透明性・客観性を確保する観点から、各基準への適合度合いを点数化し、合計点数の高低により順位を確定する。
- 既存事業者2者を審査する場合には、基準F・Gの審査を追加し、当該基準の点数を加えた合計点数により既存事業者間の順位を確定する。
- 各基準は電波の有効利用の促進の観点からいずれも重要であることから、各基準の配点(最高点)は同点とする。
- 基準A～Dの審査は対抗的審査(2者間の総当たり)により実施し、付与する点数は、「(他の申請者より優位と判定した数)×1」点とする。
- 基準E～Gの審査は、評価方法に記載された事項に該当する場合に配点欄に記載した点数を付与する。
- 基準B～D・F・Gの審査は、各観点における評価が優れているものの数が多い計画を優位とする。

審査事項		評価方法	配点
基準A	高度BWA基地局の人口カバー率がより大きいこと	他の申請者より大きいこと	N-1 (最高点)
基準B	屋内エリア化及び高速化技術の導入その他電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する具体的な計画がより充実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①屋内エリア化の対応、②高速化技術の導入、③その他技術の導入	N-1 (最高点)
基準C	電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①停電対策、②伝送路断対策、③ハザードマップを考慮した災害対策、④その他対策	N-1 (最高点)
基準D	多数の者に対する電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①サービス提供方法の多様性、②サービス提供対象者※の多数性 ※携帯電話事業者を除く	N-1 (最高点)
基準E	割当済周波数を有していないこと又は割当済周波数幅に対する契約数の割合がより大きいこと	以下のいずれかに該当すること ①BWA用の周波数の割当てを受けていない(新規事業者である)こと ②割当済周波数幅※に対する契約数の割合が全ての既存事業者の平均値より大きいこと ※運用制限のある周波数を除く。	N-1

N: 絶対審査基準に適合した申請の数

# 広帯域移動無線アクセスシステム (BWA) 用周波数の割当方針(審査方法)案③ 4

## 既存事業者に対する追加基準

審査事項		審査方法	配点
基準F	割当済周波数における人口カバー率がより高いこと	他の既存事業者より大きいこと 評価の観点: ①基地局の人口カバー率、 ②高度BWA基地局相当の基地局の人口カバー率	N-1
基準G	割当済周波数における屋内エリア化及び高速化技術の導入その他電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する具体的な計画がより充実していること	他の既存事業者よりも計画が優位であること 評価の観点: ①屋内エリア化の対応、②高速化技術の導入、③その他技術の導入	N-1

※第2基準で同順位の場合

- 新規事業者である者を上位者とする
- 既存事業者間においては、割当てを希望する周波数幅が小さい者を上位者とする